

業務名：令和4年度橋梁定期点検業務委託

特記仕様書

第1（目的・主旨）

平成26年3月31日に公布された「道路法施行規則の一部を改正する省令」を受け、湯梨浜町内における橋長2m以上の橋梁（橋長2m以上かつ土被り1m未満の溝橋を含む）の定期点検を行うものである。

第2（適用範囲）

本業務の履行に当たっては、「道路橋定期点検要領（平成31年2月国土交通省道路局）」及び「鳥取県道路橋りょう定期点検マニュアル、鳥取県小規模橋梁定期点検マニュアル（試行実施用）（平成31年4月県土整備部道路企画課）」に基づき、道路橋の定期点検を実施するほか、「詳細設計照査要領」及び本業務仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		【業務項目】 ・打合せ協議 1業務 ・計画準備（現地踏査） 29橋 ・定期点検 29橋 ・報告書作成 29橋
1	1		1106	管理技術者	3	設計業務 技術士（総合技術管理部門：建設－鋼構造及びコンクリート又は、建設部門：鋼構造及びコンクリート）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、或いはRCCM（鋼構造及びコンクリート）の資格保有者であり、日本語に堪能でなければならない。
1	1		1107	照査技術者及び照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。また照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、鳥取県建設技術センター（以下センター）職員の指示によること。なお、照査技術者の資格要件は管理技術者と同様とする。
1	1		1110	打合せ等	2	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初、中間1回、成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。
1	1		1112	資料の貸与及び返却	1	本業務において貸与する資料等は、初回の打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
1	1		1113	関係官公庁への手続き等	1	関係官公庁等への手続き・協議が必要となることが想定される場合には、センター職員に速やかに報告すること。
1	1		1116	成果物の提出	1 4	成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書 1部（照査報告書、打合せ記録簿含む） ・概要書 1部 ・図面 1部（調書作成に使用したCADデータ） ・電子媒体（CD-ROM又はDVD-R） 1部

【設計業務等】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	2		1209	業務の条件 (業務内容)	11	<p>[計画準備]</p> <p>1) 業務計画書作成 業務計画および詳細な橋りょう毎の点検計画となる実施計画の立案及び関連資料等の収集を行う。</p> <p>2) 変状位置記録用図面及び部材番号図の作成 代表的な変状の位置の記録や写真位置を記入する図面(部材番号記入)を作成する。</p> <p>3) 現地踏査 定期点検に先立って現地踏査を行い、橋りょうの変状(劣化・損傷等)程度を把握する他、橋りょうの立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録(写真撮影含む)する。</p> <p>4) 関係期間との協議資料作成 橋りょう定期点検において必要な関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び必要な資料等の収集を行う。また、点検時に通行止めとなる橋りょうについては、道路使用許可申請に必要となる地元同意に掛かる作業を含むものとする。</p> <p>[定期点検]</p> <p>1) 現地点検および診断 (健全性の診断) 「点検マニュアル」に基づき、橋りょう点検車、あるいは梯子等を用いて、橋りょうの近接目視点検を行うと共に、点検対象部材の部材単位での健全性の診断と橋りょう毎の健全性の診断を行う。</p> <p>2) 点検記録表の作成とその他記録の補完 点検結果及び診断結果について、点検マニュアルの記入例に基づき「定期点検調書」を作成し記録する。過年度調査及び補修工事の履歴がある橋梁については、これらの情報を収集し、その概要を記録すること。</p> <p>3) 損傷数量の概数把握 点検時に確認された損傷に対して、損傷数量の把握が可能な場合は、その寸法・延長等をできるだけ詳しく記録すること。(点検調書からの概数発注工事を想定している。)</p> <p>[報告書作成]</p> <p>1) 点検業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。</p>
追加				橋りょう点検員に必要な資格について		鋼橋及びコンクリート橋点検における橋りょう点検員の資格要件は調達公告による。
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、センター職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				成果物の帰属		成果物は全て湯梨浜町に帰属するものであり、許可無く発表もしくは引用してはならない。

【設計業務等】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				誤謬訂正		本業務に関する成果品について、提出後であっても誤謬箇所がある場合には、受注者の負担によりその箇所を訂正すること。
追加				積算について		本業務の予定価格の設定のための積算については、鳥取県道路橋定期点検業務積算資料（2巡目以降）（平成31年4月鳥取県県土整備部道路企画課）により算出している。
						－以下余白－